

毎週火・金曜日発行

# 山口県報

平成30年  
1月5日  
(金曜日)

## 目次

- 告示  
瀬戸内海環境保全特別措置法第五条第一項の規定に基づく許可申請の概要 (環境政策課) ..... 一
- 生活保護法の規定に基づく介護機関の指定 (三件) (厚政課) ..... 三
- 道路の区域の変更 (道路整備課) ..... 三
- 道路の供用の開始 (道路整備課) ..... 四
- 公告  
平成二十九年山口県補正予算の要領の公表 (財政課) ..... 四
- 国土調査の成果の認証 (政策企画課) ..... 六
- 契約の締結 (物品管理課) ..... 六
- 選管告示  
海区漁業調整委員会の委員の解職の請求に係る有権者総数の三分の一の数 ..... 六
- 雑報  
県報の正誤 (平成二十九年十一月二十一日山口県告示第四百十三号) ..... 七

## 山口県告示第一号



瀬戸内海環境保全特別措置法 (昭和四十八年法律第百十号) 第五条第一項の規定に基づく特定施設の設置の許可の申請があったので、その概要を次のとおり告示する。

当該特定施設を設置することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づく事前評価に関する事項を記載した書面は、平成三十年一月五日から同月二十五日までの間、山口県環境生活部環境政策課及び山口市環境部環境衛生課において公衆の縦覧に供す

る。

平成三十年一月五日

山口県知事 村岡 嗣 政

- 一 申請者の氏名又は名称及び住所  
氏名又は名称 テルモ山口株式会社  
住 所 山口市佐山三番二二
- 二 工場又は事業場の名称及び所在地  
名 称 テルモ山口株式会社  
所 在 地 山口市佐山三番二二
- 三 特定施設に関する事項  
(一) 種類、構造及び使用時間間隔等

種 類	構 造		使 用 の 方 法	
	能 (本/日)力	工 事 着 手 予 定 年 月 日	工 事 完 成 予 定 年 月 日	使 用 開 始 予 定 年 月 日
六五	四、四〇〇	平成三〇、一、二七	平成三〇、二、二八	平成三〇、三、三二
備考 「六五」とは、水質汚濁防止法施行令 (昭和四十六年政令第百八十八号) 別表第一第六十五号の酸又はアルカリによる表面処理施設をいう。				
		連 続	間 隔	時 間
		二 四 時 間	一 日 当 た 一 時 間	季 節 的 変 動 の 概 要
				変 動 な し

(二) 排出される汚水等の汚染状態の値及び汚水等の量

種 類	汚 水 等 の 汚 染 状 態 の 値		汚 水 等 の 量 ( $m^3$ )
	通 常	最 大	
六五	一・四	二・一	八〇
備考	(一)の表の備考は、この表について準用する。		

四 汚水等の処理施設に関する事項

(一) 種類、構造及び使用時間間隔等

種 類	構 造	能 力 ( $m^3/日$ )	処 理 の 方 式	使 用 時 間 間 隔	一 日 当 た り の 使 用 時 間	季 節 的 変 動 の 要 求	工 事 着 手 予 定 年 月 日	工 事 完 成 予 定 年 月 日	使 用 開 始 予 定 年 月 日
排水処理施設	鉄筋コンクリート製	二・〇〇〇	凝集沈殿	連続	二四時間	変動なし	(既)		(設)

(二) 処理施設による処理前及び処理後の汚水等の汚染状態の値並びに汚水等の量

種 類	項 目		汚 水 等 の 汚 染 状 態 の 値	汚 水 等 の 量 ( $m^3$ )
	処 理 前	処 理 後		
排水処理施設	七・五	九	八・五	〇・七九
ふつ硝酸廃液処理施設	一・四	七	二・一	二・〇

五 排水水の汚染状態の値及び排水水の量

排 水 口	排 出 水 の 汚 染 状 態 の 値		排 出 水 の 一 日 当 た り の 量 ( $m^3$ )
	通 常	最 大	
水素イオン濃度(水素指数)	七・五	九	〇・七九
化学的酸素要求量( $mg/l$ )	三〇	一五五	一・〇七九
浮遊物質質量( $mg/l$ )	三〇	六〇	〇・七九
窒素	一〇	一〇	〇・七九
燐	一	二	〇・七九
ふつ素	〇	〇	〇・七九

No. 1	排水口	七・五	六・五	三〇	三〇	三〇	三〇	一〇	一〇	一	一	八	一、〇七九	一、〇七九
-------	-----	-----	-----	----	----	----	----	----	----	---	---	---	-------	-------

**山口県告示第二号**

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第一項の規定により、介護扶助のための居宅介護を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成三十年一月五日

山口県知事 村岡 嗣 政

居宅介護事業者 氏名又は 住所又は主 たる事務所 の所在地	居宅介護事業所 名 称	居宅介護事業所 所在地	事業の 種類	指定年月日
有限会社オオ タ薬局 山口市小郡新 町四丁目二番 一七号	オオタ薬局新 町店	山口市小郡新 町一丁目六番 一〇号	居宅療 養管理 指導	平成二九、 一一、 一

**山口県告示第三号**

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第一項の規定により、介護扶助のための居宅介護支援計画の作成を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成三十年一月五日

山口県知事 村岡 嗣 政

居宅介護支援事業者 名 称	主たる事務所 の所在地	居宅介護支援事業所 名 称	居宅介護支援事業所 所在地	指定年月日
株式会社ブリス ホーム	下松市望町一丁 目一一番二八号	ル・モンド田布 施居宅介護支援 事業所	熊毛郡田布施町 大字波野四三三 の一	平成二九、 一一、 一

**山口県告示第四号**

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第一項の規定により、介護扶助のための介護予防を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成三十年一月五日

山口県知事 村岡 嗣 政

介護予防事業者 氏名又は 住所又は主 たる事務所 の所在地	介護予防事業所 名 称	介護予防事業所 所在地	事業の 種類	指定年月日
有限会社オオ タ薬局 山口市小郡新 町四丁目二番 一七号	オオタ薬局新 町店	山口市小郡新 町一丁目六番 一〇号	介護予 防居宅 療養管 理指導	平成二九、 一一、 一
合同会社和の 会	宇部市草江二 丁目五番五号	デイサービス なごみ	宇部市草江二 丁目五番一号 介護予 防通所 介護	〃 〃 〃

**山口県告示第五号**

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、平成三十年一月五日から一月間山口県土木建築部道路整備課において一般の縦覧に供する。

平成三十年一月五日

山口県知事 村岡 嗣 政

道路の種類  
道路名  
道路の区域

県道  
伊佐吉部山口線

区 間	旧新別	敷地の幅員 (メートル)	延 (メートル)長	備 考
宇部市大字西吉部字埴崎一三八九の 一地从先から 同市同大字 同字五七八の一地先 まで	新	最狭 一一・三・九 最広 一一・〇・四	二一・〇	道路改良工事の 完了による。

山口県告示第六号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。  
その関係図面は、平成三十年一月五日から一月間山口県土木建築部道路整備課において一般の縦覧に供する。

平成三十年一月五日

山口県知事 村岡 福政

路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の期日
山口県道 伊佐吉部山線	宇部市大字西吉部字埵崎一三八九の一地先から 同市 同大字 同字五七八の一地先まで	平成三十年一月六日



(一) 平成二十九年山口県補正予算の要領の公表

平成二十九年十一月山口県議会定例会で議決された平成二十九年山口県補正予算の要領は、次のとおりです。

平成三十年一月五日

山口県知事 村岡 福政

平成29年度山口県一般会計補正予算（第4号）

平成29年度山口県の一般会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ108,000千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ681,921,083千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

(繰越明許費)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第2表 繰越明許費」による。

(債務負担行為の補正)

第3条 債務負担行為の追加は、「第3表 債務負担行為補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

(単位 千円)

款	項	補正額	補正前の額	計
9 国庫支出金	2 国庫補助金	4,000	42,805,550	42,809,550
11 寄付金	1 寄付金	100,000	206,442	306,442
13 繰越金	1 繰越金	4,000	0	4,000
歳入	合 計	108,000	681,813,083	681,921,083
歳出	合 計	108,000	681,813,083	681,921,083
2 総務費	1 総務管理費	108,000	10,639,233	10,747,233
歳出	合 計	108,000	681,813,083	681,921,083

(単位 千円)

款	項	事	金額
4 衛生費	7 保健所費	保健所施設整備費	331,072
8 土木費	2 道路橋りょう費	道路災害防除費	46,400
		道路改良費	69,590
		橋りょう補修費	189,714
	3 河川海岸費	広域河川改修費	136,300
		周防高潮対策事業費	53,700
		堰堤修繕事業費	59,735
		地すべり対策事業費	151,416
	4 港湾費	港湾改修費	223,463
	5 都市計画費	都市公園整備事業費	81,934

事	項	期	間	限	度	額
					通疎地域下水道代行業費	317,560
					公営住宅建設費	129,898
9	警察費	1	住宅管理費		駐在所等改築費	5,300
10	教育費	4	高等学校費		大規模改造事業費	62,527
					施設改造費	67,139
					土地購入整備費	29,869
合 計						1,955,617

第3表 債務負担行為補正  
追 加

1	交通安全施設整備事業の年度を越えること。一括契約すること。(県道粟野二見線(ほか1か所))	平成30年度		158,000千円	
2	単独交通安全施設整備事業の年度を越えること。一括契約すること。(県道妻崎開作小野田線(ほか1か所))	平成30年度		83,000千円	
3	舗装補修事業の年度を越えること。一括契約すること。(県道岩国玖珂線(ほか3か所))	平成30年度		73,500千円	
4	道路災害防除事業の年度を越えること。一括契約すること。(国道376号)	平成30年度		26,250千円	
5	単独道路舗装事業の年度を越えること。一括契約すること。(県道山口阿知須字(ほか9か所))	平成30年度		55,000千円	
6	単独路側整備事業の年度を越えること。一括契約すること。(県道山口阿知須字(ほか1か所))	平成30年度		61,675千円	

7	道路改良事業の年度を越えること。一括契約すること。(県道柳井上関線(ほか3か所))	平成30年度		264,000千円	
8	単独道路改良事業の年度を越えること。一括契約すること。(県道岩国大竹線(ほか7か所))	平成30年度		240,000千円	
9	橋りょう補修事業の年度を越えること。一括契約すること。(県道福浦港金比羅線(島大橋(ほか6か所))	平成30年度		590,100千円	
10	広域河川改修事業の年度を越えること。一括契約すること。(中川(ほか1か所))	平成30年度		94,500千円	
11	周防高潮対策事業の年度を越えること。一括契約すること。(江頭川(ほか1か所))	平成30年度		94,500千円	
12	単独河川改修事業の年度を越えること。一括契約すること。(佐波川(ほか6か所))	平成30年度		95,000千円	
13	高潮対策事業の年度を越えること。一括契約すること。(昭和開作海岸)	平成30年度		63,000千円	
14	通常砂防事業の年度を越えること。一括契約すること。(西上小路川(ほか9か所))	平成30年度		430,500千円	
15	地すべり対策事業に係る調査委託の年度を越えること。一括契約すること。(中浦下庄地区(ほか1か所))	平成30年度		21,000千円	
16	急傾斜地崩壊対策事業の年度を越えること。一括契約すること。(国清(2(ほか4か所))	平成30年度		107,100千円	
17	自然災害防止事業の年度を越えること。一括契約すること。(前淵地区(ほか2か所))	平成30年度		35,875千円	
18	港湾既存施設有効活用促進事業の年度を越えること。一括契約すること。(宇部港(ほか1か所))	平成30年度		94,500千円	
19	海岸防災事業の年度を越えること。一括契約すること。(小野田港(ほか2か所))	平成30年度		220,500千円	

20 都市計画街路整備事業の年度を越える工事を一括契約すること。 (標状一号線)	平成30年度	42,000千円
21 単独都市計画街路整備事業の年度を越える工事を一括契約すること。 (標状一号線)	平成30年度	50,000千円
22 都市公園整備事業の年度を越える工事を一括契約すること。 (山口きらら博記念公園)	平成30年度	100,000千円

(一) 国土調査の成果の認証

国土調査法(昭和二十六年法律第百八十号)第十九条第二項の規定により、国土調査の成果を次のとおり認証しました。

平成三十年一月五日

山口県知事 村岡 嗣政

一 国土調査を行った者の名称等

国土調査を行った者の名称	国土調査を行った期間	成果の名称	国土調査を行った地域
下関市	平成二十四年五月七日から平成二十八年十二月二十日まで	下関市地籍簿	豊北町大字田耕の一部
萩市	平成二十七年四月十六日から平成二十八年十二月十五日まで	萩市地籍簿	彦島福浦町二丁目の一部
長門市	平成二十七年四月十三日から平成二十九年二月一日まで	長門市地籍簿	仙崎、東深川、深川湯本及び日置上の各一部

二 認証年月日

平成三十年一月五日

(三) 契約の締結

次のとおり一般競争入札の方法により契約を締結しました。

平成三十年一月五日

山口県知事 村岡 嗣政

- 一 事務を担当する課の名称及び所在地  
会計管理局物品管理課 山口市滝町一番一号
- 二 落札に係る物品等の名称及び数量  
空港用大型化学消防自動車 二台
- 三 契約の相手方を決定した手続  
一般競争入札
- 四 落札者を決定した日  
平成二十九年十一月二日
- 五 落札者の名称及びその主たる事務所の所在地  
帝國纖維株式会社 東京都中央区日本橋二丁目一番一〇号
- 六 落札金額  
二億三千二百二十万円
- 七 入札公告日  
平成二十九年九月二十二日
- 八 その他
  - (一) 契約担当者  
山口県知事 村岡 嗣政
  - (二) 調達方法  
購入
  - (三) 落札方式  
最低価格



山口県選挙管理委員会告示第一号

漁業法(昭和二十四年法律第二百六十七号)第九十九条第一項の規定による選挙権を有する者の総数の三分の一の数は、次のとおりである。

平成三十年一月五日

山口県選挙管理委員会委員長 田中 一郎

海 区 名  
 山口県日本海海区 三分の一の数  
 山口県瀬戸内海海区 一、二五五  
 一、五二七



正 誤

平成二十九年十一月二十一日山口県告示第四百十三号（解除予定保安林（萩市））

四	ページ		
上	段		
三左から 〜四	行		
		誤	正
		字かやケ浴一二七二から一二七七 まで（以上八筆について次の図に 示す部分に限る。）	字かやケ浴一二七二・一二七七 （以上四筆について次の図に示す 部分に限る。）

平成三十年一月五日發行

發行所

山口県知事